

介護老人保健施設 ゆたかの
介護予防 短期入所療養介護のご案内（重要事項説明書）

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 ゆたかの
 経営主体 社会福祉法人 賛育会
 開設年月日 1991年5月13日
 所在地 〒389-1105
 長野県長野市豊野町豊野634
 TEL 026-257-3000 FAX 026-257-5145
 介護保険事業所番号：2053480014号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻れるように支援すること、又利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、居宅介護を支援することを目的とした施設です。

○ ゆたかの 運営方針

賛育会は、キリスト教の隣人愛の精神に基づき、安心できる医療・保健・福祉の総合機関として地域の人々と共に歩んで行きます。又、国連原則の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5項目を踏まえて検証し、それを具体化するよう努め、運営を行います。

(3) 施設職員体制基準（通所リハビリ職員を含む）

施設長（管理者）	1	事務長	1	医師	1
看護職員	11	介護職員	26	支援相談員	1
薬剤師（兼）	0.35	理学・作業療法士	5.5	管理栄養士	1
介護支援専門員(兼)	1	事務職員	1	運転手（兼）	1

(4) 入所定員 96名（短期入所療養介護を含む）

通所リハビリテーション（デイケア） 25名
 療養室 2人部屋： 4室 4人部屋： 22室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事：食堂にて 朝食午前7時30分・昼食12時・夕食午後6時
- ③ 入浴：一般入浴・特別入浴とも各週2回（月・火・木・金曜日に実施）
- ④ 医学的管理と看護
- ⑤ 日常生活上の介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション実施計画書を作成し、同意を頂きます。）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続き代行（要介護認定の申請に係わる援助等をいたします。）
- ⑨ 各種クラブ
- ⑩ 理髪（負担金があります。）
- ⑪ その他 毎月の誕生会、運動会、納涼祭、文化展、敬老会、ドライブ、ゆたかの喫茶、買い物ツアー 等

3. 介護予防短期入所療養介護の概要

「介護予防短期入所療養介護」は、平成18年4月1日以降、要支援1もしくは要支援2と認定された方の状態に即した自立支援と家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及びリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の自立支援及び利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に係わる全職種の職員の協議によって、「介護予防短期入所療養介護」計画が作成されますが、その際、利用者及びご家族の希望を充分に取り入れ、計画の内容については同意を頂くようになります。

4. 利用料金

(1) 基本料金（1日あたりの単位数・1単位=10.14円）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護度認定によって利用料が異なります。）

施設利用料	要支援1	要支援2
施設サービス費Ⅰ（ⅲ）	613	774
施設サービス費Ⅰ（ⅳ）	672	834

*施設サービス費Ⅰ（ⅲ）と施設サービス費Ⅰ（ⅳ）は実績によってどちらか一方算定となります。

サービス提供体制強化加算 *施設の人員体制によっていずれか一方算定となります

②

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6

③ 夜勤職員配置加算

夜勤職員配置加算	24
----------	----

- ④ リハビリテーションに係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

個別リハビリテーション実施加算	240
-----------------	-----

- ⑤ 栄養管理に係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

療養食加算（一回）	8
-----------	---

- ⑥ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(I)	51
	(II)	51

- ⑦ その他の加算で下記の金額が生じることがあります。

送迎加算（片道） *送迎範囲あり	184
緊急時治療管理（一日 3日を限度）	518
総合医学管理加算（一日 10日を限度）	275
認知症専門ケア加算（I）（一日）	3
口腔連携強化加算（一月）	50
生産性向上推進体制加算（I）（一月）	100
生産性向上推進体制加算（II）（一月）	10

- ⑧ 介護職員処遇改善加算が生じます。（2024年5月まで）

介護職員処遇改善加算	利用された総単位数に3.9%を乗じた単位数で算定されます。
------------	-------------------------------

- ⑨ 介護職員等ベースアップ等支援加算が生じます。（2024年5月まで）

介護職員等ベースアップ等支援加算	利用された総単位数に0.8%を乗じた単位数で算定されます。
------------------	-------------------------------

- ⑩ 介護職員等処遇改善加算は下記のいずれかが生じます。（2024年6月～）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用された総単位数に7.5%を乗じた単位数で算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用された総単位数に7.1%を乗じた単位数で算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	利用された総単位数に5.4%を乗じた単位数で算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	利用された総単位数に4.4%を乗じた単位数で算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）～（14）※2025年3月までの経過措置	利用された総単位数に2.3%～6.7%を乗じた単位数で算定されます。

(2) その他の料金（1日あたり）

① 食費・滞在費（第4段階利用者）（2024年8月～）

	第4段階利用者
食費	1,800円
滞在費（多床室）	550円→610円

*食費について、上記は1日3食召し上がった場合の金額になります。

入退所等で3食召し上がられない場合は、召し上がった分のみ請求致します。

（朝食400円、昼食700円、夕食700円）

② 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方（第1段階～第3段階②利用者）は、「食費」「滞在費」については認定証に記載された下記の金額になります。（2024年8月～）

	第1段階利用者	第2段階利用者	第3段階利用者①	第3段階利用者②
食費	300円	600円	1,000円	1,300円
滞在費（多床室）	0円	370円→430円	370円→430円	370円→430円

*食費について、上記は1日3食召し上がった場合の金額になります。負担限度額認定証の発行を受けている方で、入退所等で3食召し上がられない場合は、召し上がった分のみ請求致します。（負担限度額を超えてしまう場合は、負担限度額証に記載された金額となります。（朝食305円、昼食570円、夕食570円）

③ 1日もしくは1回あたり下記の料金となります。

理髪代（1回）	1,500円	日常生活品費	300円
		教養娯楽費	150円
電気器具使用料	負担金有り		

(3) 支払方法

利用料は月末締めとし、翌月20日までに請求書と前月振替分の領収書を郵送いたします。毎月27日が口座振替日となります。（金融機関休業日は翌営業日が引き落とし日になります。手数料はかかりません。）その他の支払い方法をご希望される場合は、別途ご相談ください。

5. 協力病院等

当施設では、下記の協力医療機関、歯科医療機関に協力をいただき、利用者の方の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用同意書に記入いただいた連絡先に連絡をいたします。

<協力医療機関・協力歯科医療機関>

賛育会クリニック 長野赤十字病院 長野市民病院 長野中央病院 北信総合病院 信州医療センター
タカミ歯科クリニック

6. 事故時の対応

当施設は、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者の方に必要な措置を講じるとともに、施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、前項の協力医療機関、歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。

また、利用同意書に記入いただいた連絡先および保険者に対して、速やかに連絡を致します。

7. 施設利用にあたっての留意事項

面会 : 午前8時(解錠)～午後8時(施錠) 面会カードに記入をお願いします。

外泊・外出 : 届出が必要です。

設備備品の利用 : 必要に応じて利用可能

所持品・備品の持込 : 入所時ご案内の範囲

金銭・貴重品の管理 : 入所時ご案内の範囲

8. 防災対策

防災設備(スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置)

防災訓練(初期消火訓練、緊急連絡訓練、火災報知器操作訓練、避難訓練、救護訓練、防災教育、事業所合同防災訓練等計画的に実施)

9. 禁止事項

当施設では、利用者の方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

10. 要望及び苦情等の相談

賛育会では本会のサービスをご利用の皆様からの苦情等について、次の通りご相談を受付けています。受けました苦情等のご相談内容については、必要に応じて本会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場にたった公平な解決に努めます。

(1) ご相談窓口

本会の経営又は受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設け、苦情等の相談を受付けています。また、インターネットを利用して本会のホームページでも受付けています。

① 施設・事業所の相談窓口

苦情解決責任者 施設長 宮澤 明住

苦情受付担当者 相談課 支援相談員

連絡先 〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野634

介護老人保健施設 ゆたかの

電話 026-257-3000 FAX 026-257-5145

② 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長

連絡先 〒130-0012 東京都墨田区太平3-17-8

社会福祉法人 賛育会

電話 03-3622-7614 FAX 03-3829-2302

ホームページアドレス <http://www.san-ikukai.or.jp>

③ その他の相談窓口

長野市保健福祉部 介護保険課

電話 026-224-7871 FAX 026-224-8694

長野県国民健康保険団体連合会

電話 026-238-1550 FAX 026-238-1559

長野市福祉サービス運営適正化委員会

電話 026-226-2210 FAX 026-291-5180

その他の各市町村の窓口や介護支援サービス事業所等、住民に身近な窓口でも受け付けています。

(2) 苦情対応のための第三者機関について

本会では、ご利用の皆様立場に立った公正な解決を図るため苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。本会が経営または受託する施設の地域に在住する有識者の方々7名で構成されています。

委員会の構成員（2024年4月1日現在）

柴田 光昭 氏（元賛育会 理事・職員、特定非営利活動法人共働学舎 ぶどうの会）

阿形 操 氏（前御前崎市民生委員・児童委員、御前崎市地域医療を育む会 代表）

柴田 和子 氏（墨田区保護司会吾嬬西分長）

坂野 修一 氏（特定非営利活動法人町田フレンズサポート 事務局長）

坂根 慶子 氏（すみだ共生社会推進センター運営委員、すみだ共生社会推進センター協力委員）

田宮 一茂 氏（社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長）

齊藤 希世 氏（東京 YMCA 教育・保育事業部統括）

11. その他

第三者評価については、実施しておりません。

2006年 4月1日施行

2018年 4月1日改定

2019年10月1日改定

2021年 4月1日改定

2021年 8月1日改定

2022年10月1日改定

2023年4月1日改定

2024年4月1日改定